

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	山ノ脇 (岩方、町軽井、田尻、入軽井、矢田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

信濃川に面した山間地域であり、耕作面積の約半数を70代以上が占めている。主たる作物は水稻であるが、圃場整備事業を契機に園芸作物も試行中である。地域内ではJAカントリーも数軒利用しており、田尻集落では、育苗はハウスを共同利用している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備事業の実施に伴い、園芸作物を導入する(田尻集落では枝豆、さつまいも、里芋を試験栽培、町軽井では南瓜を試行している。入軽井では共同で枝豆を予定。)

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
町軽井においては、集落内で耕作者を確保し、耕作者間で農地を調整し、集積・集約をはかる。入軽井においては、認定農業者を中心に農地利用をはかる。田尻においては、圃場整備を契機に法人化を図り、集落の農地を集約化したため、同法人を中心に担っていく。矢田においては、自作農家が継続的に農地を担う。岩方においては、個人間の調整により、農地利用をはかる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平野新地区(田尻・入軽井・町軽井)においては、ほ場整備事業を実施中であり、今後面工事に着手予定である。また、ほ場整備事業を契機に、担い手・組織等設立し地域農業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--